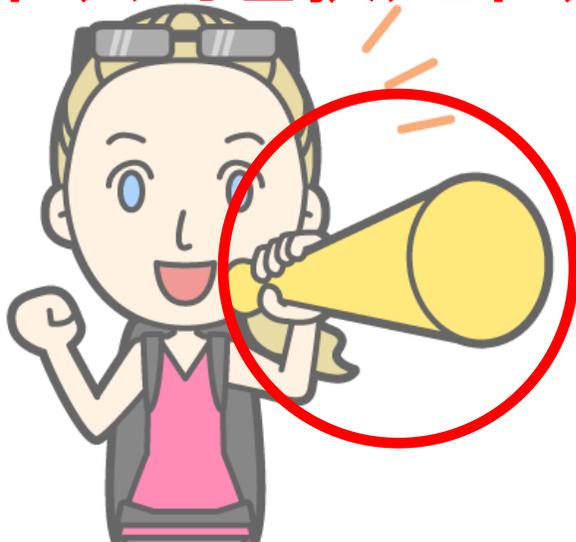


アドボカシー(Advocacy)とは何か？

「アドボカシーとは、本人が何を望んでいるかを伝え、本人が権利を守り、利益を表明し、必要とするサービスを得ることができるよう、支え、**行動すること**をいう。アドボカシーは、**ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)**と**社会正義**を促進するものである。」



英国の慈善団体アクション・フォー・アドボカシー
(Action for Advocacy)からの引用

なぜアドボカシーは重要なのか？

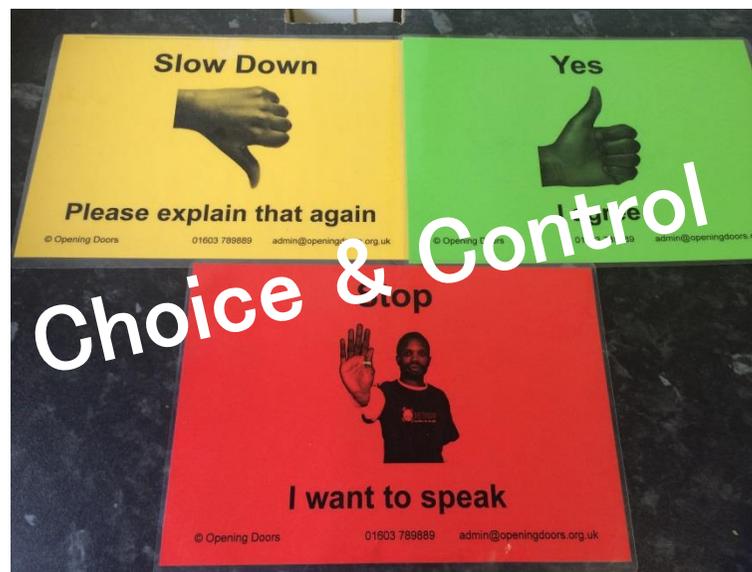
- ◆ 利用者は…

自分で**選択**することができるようになり、**人生をコントロール**できるようになる。

- ◆ サービス提供事業者は…

虐待防止のための安全対策となり、**本人中心のケア及び支援**を提供することにも繋がる。

本人のエンパワメントと社会的自立を促すことによって、**福祉サービスへの依存度を減らすことができる。**



定期訪問
アドボカシー

実践原則

利用者主導・参画、エンパワメント、独立性、守秘、平等

課題基盤
アドボカシー

信頼関係構築・エンパワメント・意思表出支援
（遊び・交流、傾聴、権利啓発、情報提供、ILPなど）
【基盤活動】

補完関係

意思／意見形成・表明・実現支援
（自立支援計画、地域移行、課題解決、苦情解決など）
【本来活動】



話を聞いてほしい

私の権利ってなに

施設の人間関係で悩んでる

記録方法：エピソード記述



就職について一緒に考えてほしい

施設を出てひとりでくらしたい

家族にあいたい

課題解決過程記録+エピソード記述

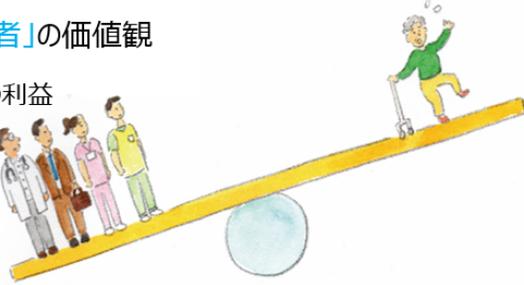
本人の意思を心から応援・支持できる“アドボケイト”の視点を持った人を地域で育てていこう

<課題>

意思決定支援の講演・研修に参加したことがあっても・・・
 障害当事者の人との直接関与ができる機会が少ない。
 =「意思決定支援」における立ち位置の重要性を実感し難い。

「支援者」の価値観

- ・最善の利益
- ・保護
- ・安全



アドボケイトの視点
を持った当事者

当事者

- ・認知症の人
- ・知的障害のある人
- ・発達・精神障害のある人
- ・社会的障壁に直面している人

フォロワーの仕組みを取り入れると...

- ◆ 本人の思いを支える「支持者」としての経験が得られる。
- ◆ 最善の利益に寄りかちな「支援者」の立場を離れてみることで、本人の直面する社会的障壁に敏感になれる「**フォロワー視点**」や本人と一緒に考えるための「**フォロワースキル**」を得ることができる。
- ◆ フォロワーの経験者が「支援者」の立場に戻ってからも、フォロワー視点・スキルを活かした活動が期待される。
- ◆ フォロワー経験者が地域社会の中で増えていくことによって、障害者権利条約が目指す「**インクルージョン/チョイス&コントロール**」の保障を果たすことができる。



- ・自由
- ・リスクの尊厳
- ・チョイス&コントロール

「フォロワー」の
価値観

専門職

- ・成年後見人等
- ・介護、福祉サービス事業者
- ・教員
- ・病院関係者 等

アドボケイトの視点
を持った専門職



市民

- ・認知症サポーター講座修了者 (約1500万人)
- ・市民後見人候補者 (約2万人)
- ・ボランティア (約740万人)

アドボケイトの視点
を持った市民

意思決定フォロワー
(意思決定支持者)

第2回WG~第4回WGを踏まえて作成

あなたのことについて教えてください

あなたのことを教えてください。思った通りに教えてください。

1. フォロワー（〇〇さん）のことを信頼していますか？
 - 1) 信頼している
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 信頼していない

2. 自分のしたいことや好きなことをフォロワー（〇〇さん）に伝えることができますか？
 - 1) できている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) できていない

3. 自分にとっていやだと思ったことをフォロワー（〇〇さん）や周りの人に伝えることができますか？
 - 1) できている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) できていない

4. 自分の考えていることを周りの人に伝えることができますか？
 - 1) できている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) できていない

5. 担当職員（〇〇さん）や周りの人を信頼していますか？
 - 1) 信頼している
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 信頼していない

ご協力いただきましてありがとうございました。

本人とのことを教えてください

本人がしてほしいことの応援をしていただいていることについて教えてください。思った通りに教えてください。

1. 本人とコミュニケーションがとれていますか？
 - 1) とれている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) とれていない

2. 定期的に本人に関わり本人の声を事業者に届けていますか？
 - 1) 届けている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 届けていない

3. 本人の思いを受け止めて支持していますか？
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない

3. 本人の希望やコミュニケーションを広げたり深めたりしていますか？
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない

4. 本人の希望や主張を表に出すことを手伝っていますか？
 - 1) 手伝っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 手伝っていない

5. 本人の希望や主張を周りの人にマイクやスピーカーのように伝えていますか？

- 1) 伝えている
- 2) どちらともいえない
- 3) 伝えていない

5. 本人の希望や主張や困りごとについて委員会に相談していますか？

- 1) 相談している
- 2) どちらともいえない
- 3) 相談していない

6. 本人とともに事業者等の周囲の方に協力を求めていますか？

- 1) 協力を求めている
- 2) どちらともいえない
- 3) 協力を求めていない

ご協力いただきましてありがとうございました。

対応していただいたことについて教えてください

本人がしてほしいことの応援をしていただいていることについて教えてください。思った通りに教えてください。

1. フォロワーの活動に対する協議と助言を行っていますか？
 - 1) 行っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 行っていない

2. 本人やフォロワーの希望を踏まえて必要な支援を行っていますか？
 - 1) 行っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 行っていない

3. 事業者による関係性の濫用を早期に発見し適切な措置を講じていますか？
 - 1) 講じている
 - 2) 該当しない
 - 3) 講じていない

4. 本人の思いを受け止め理解しようとしていますか？
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない

5. 必要に応じて権利擁護支援専門員を派遣し本人の選好や価値観を収集した上でフォロワーとともに本人の思いを周囲に届けるようにしていますか？
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない

6. 自分たちの役割に応じた必要な支援を本人に対して行っていますか？

- 1) 行っている
- 2) どちらともいえない
- 3) 行っていない

ご協力いただきましてありがとうございました。

本人とのことを教えてください

本人がしてほしいことの応援をしていただいていることについて教えてください。思った通りに教えてください。

1. 本人の声を聞く態度を本人に示していますか？

- 1) 示している
- 2) どちらともいえない
- 3) 示していない

2. 本人の思いを受け止め理解しようとしていますか？

- 1) している
- 2) どちらともいえない
- 3) していない

3. 自分たちの役割に応じた必要な支援を本人に対して行っていますか？

- 1) 行っている
- 2) どちらともいえない
- 3) 行っていない

ご協力いただきましてありがとうございました。

対応していただいたことについて教えてください

本人がしてほしいことの応援をしていただいていることについて教えてください。思った通りに教えてください。

1. 各自の役割を維持しながら事業を実施していますか？
 - 1) 実施している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 実施していない

2. 事業者による関係性の濫用を早期に発見し適切な措置を講じていますか？
 - 1) 講じている
 - 2) 該当しない
 - 3) 講じていない

3. 各自が本人の思いを受け止め、支持または理解できるような働きかけを行っていますか？
 - 1) 行っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 行っていない

4. 各自が積極的に取り組めるよう必要な支援を行い、持続可能な体制を構築していますか？
 - 1) 構築している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 構築していない

ご協力いただきましてありがとうございました。

成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との 連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、**地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実**などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ **地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化**により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／**新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討**／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期成年後見制度利用促進基本計画(抄)

(総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり)

1 成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(1)の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する。

② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。）が、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。

その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。

生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与の在り方も含めて検討する。

上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

① 地域連携ネットワークの必要性と趣旨

ア 地域連携ネットワークの必要性

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

② 地域連携ネットワークのしくみ

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを担う役割
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村により直営または市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は1(1)に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

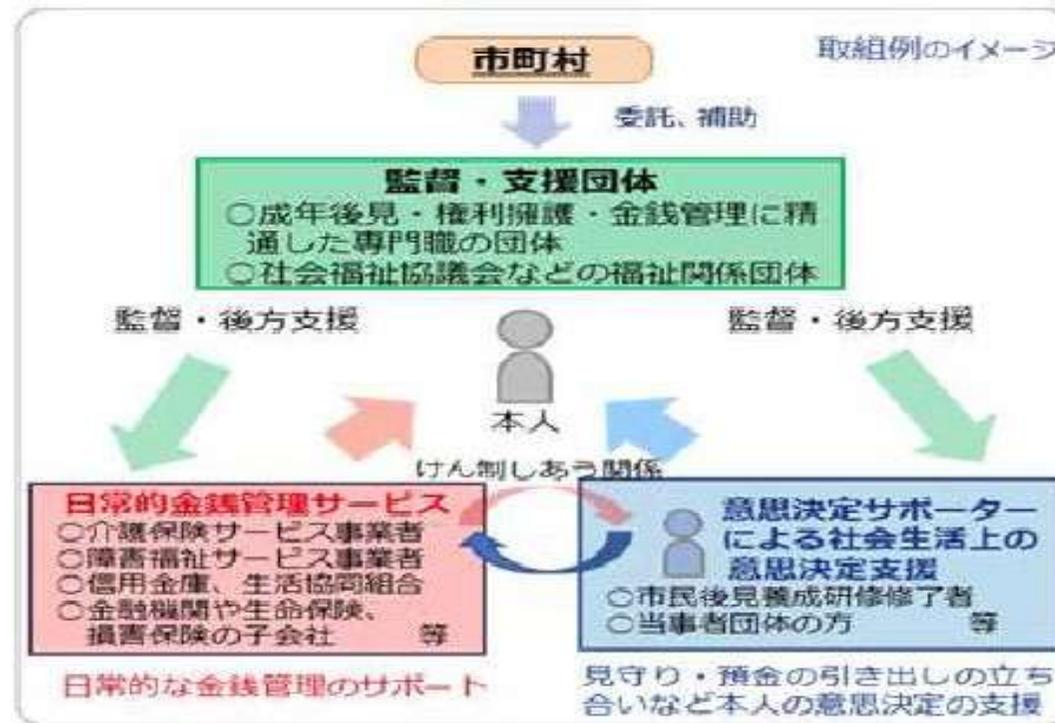
<参考：権利擁護支援チーム>

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び嗜好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ。

持続可能な権利擁護支援モデル事業

～簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組～

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等を検討する取組。
- 意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職が必要な支援を助言・実施する、市町村の関与を求めると、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- このことにより、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるようにすることを旨とする。



<モデル事業を実施する上で課題となった事項の例>

- 日常的な金銭管理支援の対象範囲・取扱方法。新規事業者の参画。
- 金融機関が払戻に応じる条件。
- 意思決定支援の範囲（日常生活、社会生活）、方法や頻度。
- 意思決定支援サポーターの養成。意思決定支援に必要な専門性や育成方策。
- 監督・支援団体に求められる業務（専門性や業務量）。
- 利用者の範囲・利用者負担の在り方。

< **新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方について** >

○ 今後、成年後見制度が「他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる」制度に見直されるとした場合、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支えるためには、地域福祉において、どのような連携・協力体制を構築すべきか。

- ・ 少なくとも、本人に対する生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービス)を提供する取組が必要と考えられ、その実施主体及び方法等について、どのように考えるか。【イメージ①】
- ・ 生活支援等のサービス提供に当たっては、本人の希望に応じ、本人の意思決定を支援することが重要と考えられ、本人に対する意思決定支援の範囲及び実施主体等について、どのように考えるか。【イメージ②】

※ これらの点を検討する際、支援の持続可能性、既存の取組・地域資源の活用等を考慮するほか、判断能力が不十分な人が「配慮を要する消費者」とされていることに留意する必要がある。

< **「中核機関」(※)に求められる新たな役割及びその位置付けについて** >

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

○ 成年後見制度の見直しに伴い、司法と福祉との連携強化等を図る観点から、中核機関は、今後、どのような役割を果たすことが必要になると考えられるか。【イメージ①】

※ その際、新たな役割に応じた中核機関の位置付けやその名称等についても検討する必要がある。なお、検討に当たっては、中核機関の整備状況及び経緯等について考慮する必要がある。

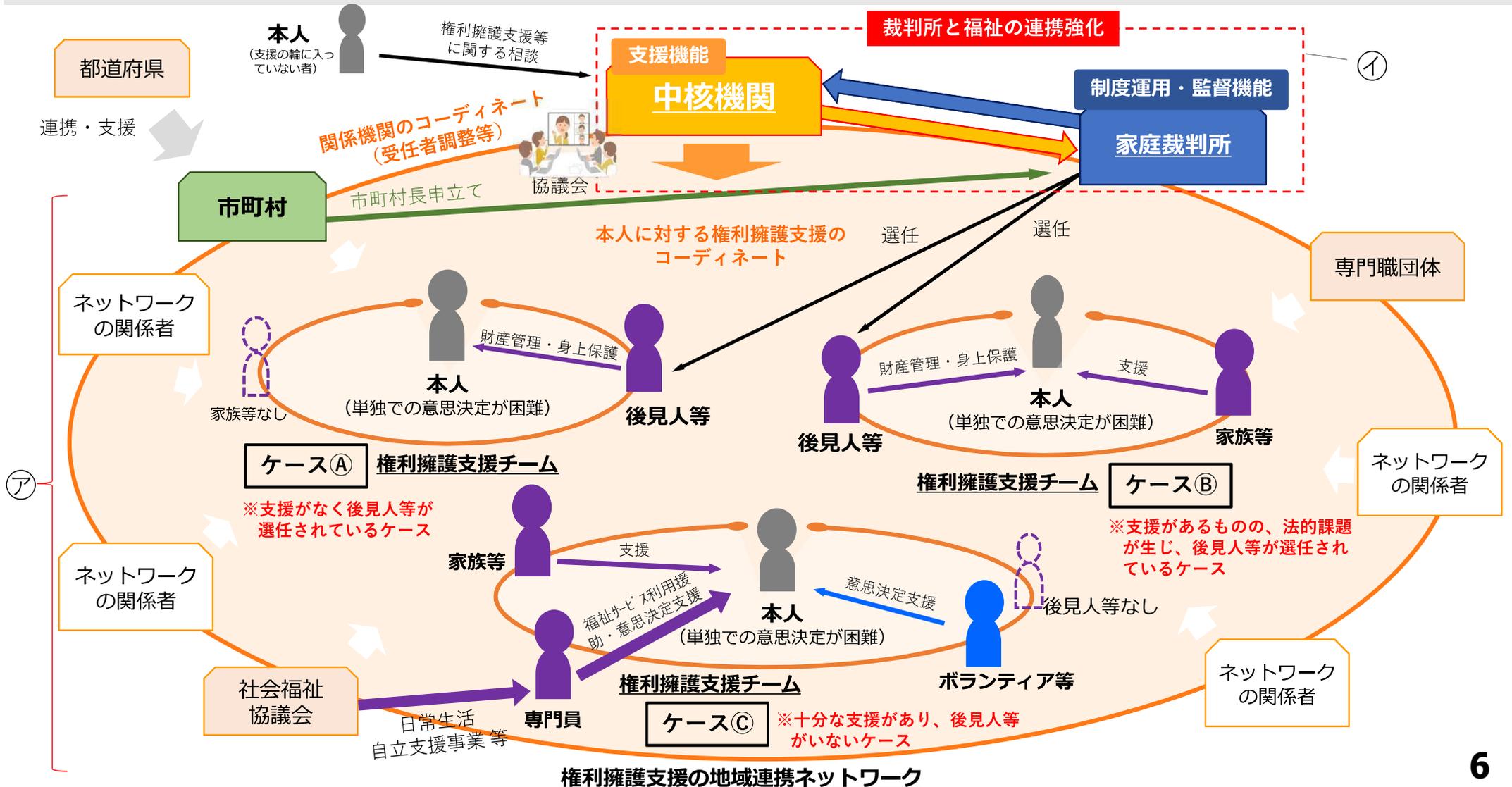
本人を地域で支えるための支援の実施体制及び方法、中核機関の役割・位置付けについて

イメージ①

・ 現在、地域には、本人を支える支援の輪（後見人を含む。）が多様に存在しているが、今後、成年後見制度が見直された場合、後見人以外の支援を得て後見人が退任となる場合や、途中交代となる場合、重大な法律行為の発生により一時的に後見人を選任する場合等の発生が想定される。

⑦ 今後、成年後見制度が見直された場合、**地域福祉における本人に対する支援体制として、どのような主体が、どのような方法により実施することが適当か**について検討する必要がある。

⑧ また、成年後見制度の見直しも見据え、家庭裁判所との関係において、**中核機関の果たすべき役割やその位置付け**について検討する必要がある。



地域福祉関係機関による意思決定支援の範囲及び実施主体について

イメージ②

今後、成年後見制度が見直されることによって、地域において、判断能力が不十分な人の意思決定を後見人以外の方が支援する場面が増えることも想定される。以下に例示した、本人に生じ得る意思決定のうち、**地域福祉関係機関（組織・チームレベル）**において、**対応が必要、かつ、支援が可能な意思決定支援の範囲及び実施主体**について検討する必要がある。

	低	必要となる判断能力の程度		高
財産管理	【法】日用品の購入	【法・日】預貯金の預入・払戻	【法・日】自動振込・振替手続	
	【法】ICカードへのチャージ	【法・日】公共料金・税の支払い	【法・日】銀行口座の開設・解約	【法】遺言書作成 【法】遺産分割協議
	【法・日】家賃の支払い	【法・日】賃貸借契約の単純更新	【法・日】居住家屋の賃借	【法】居住家屋の売却
身上保護	【法・日】福祉サービスにおける利用料の支払い	【法・日】福祉サービス利用援助契約の軽微な変更	【法・日】福祉サービス利用援助契約の締結	
	【法・日】年金・福祉手当受領	【法・日】要介護認定の申請	【法・日】福祉施設入所契約	
その他	食材の選択	【法】レストランでの支払い		
	旅行先の決定	【法】ホテルの予約	【法】航空チケットの購入	

※「法」は「法律行為又は法律行為に準ずるもの」を、「日」は「日常生活自立支援事業において、利用援助を行っている行為」を指す。

本人
による意思決定

個人レベル
(本人に身近な家族等)
による支援が必要な意思決定

組織・チームレベル
(日自事業、権利擁護支援チーム等)
による支援が必要な意思決定

後見人等
(専門職、市民、法人等)
による法定代理が
必要な意思決定



第3回 地域共生社会の在り方検討会議 意見書

同志社大学 永田 祐

第1回の意見書でも述べた通り、成年後見制度は、「適切な時機に、必要な限り」で利用される制度へと改革の議論が進められている。そうであるなら、地域で判断能力が不十分な人を支える福祉側の総合的な権利擁護支援策の充実が喫緊の課題となる。同時に、従来、福祉（例えば、日常生活自立支援事業）から、成年後見制度への適切な移行が利用促進として重視されてきたが、成年後見制度から福祉への移行も重要になってくる。こうした双方向の司法と福祉の連携の中核となる機関（機能）を明確にすることが重要なこともすでに指摘した通りである。以下、この2点と権利擁護への市民の参加について意見を述べる。

1. 総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な人の法的能力を制限しない、意思決定支援の事業として高く評価されるべきものだが、現行の体制では、成年後見制度の改革の先に見える新しい地域における支援体制に、質量ともに応えられない。量的な観点では、実利用者は約 56,000 人でほぼ横ばいで推移しており、実施体制に限界があることを示唆している。質的な観点からみると、例えば、①法律上の「福祉サービス利用援助事業」に厳格になりすぎてしまうと、日常的な金銭管理といった現場で求められる本人の生活ニーズに十分に応えられないおそれがあること、②生活支援員は専門員の指揮下で業務をする立場であるため、意思決定支援が十分に確保されるか疑問が残ること、③後見終了時に本人が契約できない場合には本事業での対応が困難であること、といった課題が指摘できる。一方、第二期成年後見制度利用促進基本計画のもとでは、「総合的な権利擁護支援策の充実」の一つとして、「新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」が掲げられ、「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」のモデル事業が各地で実施され、一定の成果や課題が報告されている。

モデル事業の成果や課題を踏まえた日常生活自立支援事業の拡充・見直し及び総合的な権利擁護支援策の具体化には、大きく分けて、①日常生活自立支援事業の拡充、②モデル事業の事業化、③（事実上の①+②として）モデル事業の成果を取り入れつつ日常生活自立支援事業を大幅にリニューアルして拡充、④モデル事業における各機能（日常的な金銭管理（赤）、監督・支援（緑）、意思決定支援（青））をそれぞれ事業化、といった方向性（①～④の部分的な組み合わせを含む）が考えられる。

引き続き検討を要するものの、現時点では、「モデル事業で得られた成果や課題を踏まえつつ、日常生活自立支援事業を大幅にリニューアルして事業規模の拡充を図るとともに、モデル事業において重視された各要素についてそれぞれ個別に事業化を目指す」ことが妥当かつ現実的な対応ではないか（③+④）と考える。即ち、現行の日常生活自立支援事業が、モデル事業でいう日常的な金銭管理（赤）と意思決定支援（青）の2要素を持つ事業（赤+青）であることに着目し、この事業について、十分な予算・人員の確保を図った上で、総合的な権利擁護事業として社会福祉法上の事業に位置付け、全国の各地域における権利擁護支援の基軸事業とすることが考えられる。なお、社会福祉事業であれば、都道府県による監督にも服することとなり一定の監督（緑）作用は期待で

きるものの、日常的な金銭管理(赤)と意思決定支援(青)について相互の牽制機能が働くよう、事業の実施主体内における内部牽制体制の確立(部署を分けた上で監査機能を拡充する等)に留意すべきである(③)。

また、前述の総合的な権利擁護事業(日常生活自立支援事業のリニューアル版)を基軸としつつ、各地域における本人に対する支援策の上乗せを図る観点から、モデル事業の各要素について個別に事業化を行い、各地域において選択的に実施できるような環境を整えることができれば、地域の実情に応じた権利擁護支援体制を展開できるのではないかと考えられる。例えば、意思決定支援サポーターの養成事業を立ち上げ、養成者が中核機関等に登録して、後見終了時に本人と意思決定支援サポーターをマッチングすることもできるようになると考えられる(④)。

なお、これらの提案は、成年後見制度の見直しに係る民法改正の施行が数年以内に迫っていることに鑑みたものであり、厚生労働省においては、これまで成年後見制度利用促進専門家会議において検討を重ねてきたモデル事業の各要素(赤・青・緑)を十分に踏まえた制度設計に努めるべきと考える。また、身寄りのない高齢者等を支援する枠組みとも大きく重なってくることから、今後の議論において、両者の検討が縦割りにならないよう包括的な検討を行っていくことが肝要である。

2. 司法と福祉の連携の核となる機能の明確化

中核機関整備済み自治体は、令和5年4月1日時点で 1,070 市町村(61.5%)となっており、量的にも十分にその整備が進んでいるとは言いがたい。さらに、質的には「小さく生んで大きく育てる」をキーワードに、広報・啓発や相談機能から体制整備が進められてきたため、その機能や取り組みには格差があるのが実態である。特に、家庭裁判所との連携が重要になる「受任者調整の仕組みづくり」は整備済み自治体の半数程度でしか取り組まれておらず、成年後見制度の見直しに向けて期待される「後見人等の選任後のチームの自立支援」については、1/4 の中核機関では実施されていない。開始に当たっての適切な後見人の選任や終了に当たっての家庭裁判所との情報共有については、現状の実施状況のままでは、非常に不十分な状況であると言わざるを得ない。一足飛びにあらゆる機能を実現できないとしても、少なくとも司法(家庭裁判所)と開始及び終了に当たって情報を相互に共有し、適切な支援が行えるような機能を何らかの形で法制化すべきであると考えられる。同時に、このような機関のあり方は、包括的な支援体制の構築と一体的に検討すべきであり、新たな機能の追加が屋上屋とならないように留意すべきである。

3. 市民の参加という観点

不足している機能が大きすぎるため、総合的な権利擁護支援策にしても、身寄り問題にしてもややもすると具体的な事業のあり方ばかりに目が行きがちである。しかしながら、専門的な支援(成年後見制度)や日常的な金銭管理を含む生活支援の基盤には、本人が地域社会に参加するための意思決定を後押ししたり、その人に人格的に関わる市民の存在が不可欠である。市民後見人は、後見人として法的な権限を持ちながらも、相対的にそのような役割を果たしてきたし、生活支援員、介護サービス相談員なども本来、市民によるインフォーマルなアドボケートの役割が期待されてきたと考えられる。身寄りのない人への支援とも共通することだが、これまで各種制度で育んできた権利擁護人材を鳥瞰した整理を行い、新たな成年後見制度や総合的な権利擁護支援の中での市民の活躍のあり方や位置づけを検討していくことも重要だと考える。

本人の心からの希望や価値観、意思決定を支持する「フォロワーシステム」の可能性とは？

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

第2回

意思決定支援 実践シンポジウム

2024年2月23日(金・祝) 13:00~17:30

無料

2006年に国連で障害者の権利に関する条約が締結され、日本は2014年に批准しました。2022年8月には国連による日本政府に対する初回の審査が行われ、同年10月に成年後見制度などにおける代行決定への懸念が示されると同時に、支援付き意思決定の仕組みを確立するよう勧告がなされました。「良かれと思って」周囲の人が本人の代わりに決めるのではなく、本人の「心からの希望や嗜好・価値観」に基づき本人自身が意思決定をし、それを尊重できる社会を目指していくためには、これまでとは別の支援の枠組みを作っていく必要があります。

このような背景を踏まえ、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(通称：SDM-Japan)は、2022年10月25日、愛知県豊田市及び日本財団と、障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業に関する連携協定を締結し、2023年2月19日には、同事業の実践を踏まえたシンポジウムを開催し、対面会場・オンライン会場を合わせて245名の方に出席いただきました。

本事業は、障害者や認知症高齢者等で判断能力が十分ではないとされている人が、地域生活や社会参加を継続していくために自らの意思を形成、表明し、自分らしく生きていくための意思決定を支援する仕組みを構築・実践することを目指しています。

今回は、意思決定フォロワー及び支える仕組み（フォロワーシステム）を全国に普及するにあたり、同様の課題に取り組む自治体もお招きし、実践報告と課題の検討を行うためにシンポジウムを開催します。

会場：オンライン開催 ※Zoom、YouTubeライブ配信による全国オンライン中継

対象：成年後見制度や意思決定支援の動向に関心のある自治体、中核機関、社会福祉協議会、NPO/NGO職員、これらの活動に携わる専門職、障害のある当事者・関連団体、市民 等

定員：オンライン方式 無制限

参加費：無料

申込先：①Web（右記QRコード又はURL）

<https://forms.gle/8H1pGMaQBZSBSbxj9>

②E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp（豊田市福祉総合相談課）



締切：2024年2月19日（月）

主催：一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）

共催：豊田市、日本財団

【問い合わせ】

①申込方法…豊田市福祉総合相談課

Mail : fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp TEL : 0565-34-6791

②プログラム内容…日本意思決定支援ネットワーク

Mail : info@sdm-japan.net TEL : 050-5534-4004



最新情報はこちら→

<https://sdm-japan.net/what-we-do/local-government-projects/symposium2023>

プログラム ※タイトル・時間配分・登壇者（敬称略）については変更の可能性があります。

13:00～13:10 開会

開会あいさつ・趣旨説明

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事 名川 勝
「豊田市・SDM-Japan・日本財団が目指す意思決定支援の形とは？」

【第一部】

13:10～13:55（45分）

基調講演

同志社大学社会学部教授・社会福祉士（全体委員会副座長） 永田 祐
「地域福祉の推進と共生社会の実現～持続可能な権利擁護支援モデル事業の現状と課題～（仮）」

13:55～14:40（45分）

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業の進捗について

- ① 豊田市の取組み：安藤 亨（豊田市福祉総合相談課権利擁護支援担当長）
- ② SDM-Japanの取組み：名川 勝（研修WG座長）／水島 俊彦（アドボケートWG座長）／森地 徹（評価WG座長）
- ③ 日本財団の取組み：袖山 啓子（日本財団公益事業部）

14:40～14:55（15分）

休憩／第一部アンケート

【第二部】

14:55～15:35（40分）

実践報告「意思決定支援」への実践的取組み

- ・福岡県大川市：意思決定サポーターを支えるしくみと実践（石山裕子）
- ・愛知県豊田市：意思決定フォロワーの活動について（安藤 亨）

15:35～17:15（100分）

パネルディスカッション

コーディネーター 名川 勝（SDM-Japan代表理事）

テーマ：本人が自分らしく生きていくために必要な意思決定支援の仕組みと実践とは？

- ・本モデルの関係性濫用のけん制効果と意思決定支援の充実効果について
- ・本モデルの課題と全国的普及を進めるための「フォロワーシステム」について

パネリスト

- 石山 裕子（大川市福祉事務所地域福祉係係長）
- 大地 裕介（豊田市社会福祉協議会・豊田市成年後見支援センター長）
- 木本 光宣（特定非営利活動法人ユートピア若宮理事長）
- 袖山 啓子（日本財団公益事業部）
- 永田 祐（同志社大学社会学部教授）
- 水島 俊彦（SDM-Japan副代表理事）

前回のパネルディスカッションの様子



17:15～17:25（10分）

閉会の挨拶

日本財団常務理事 吉倉 和宏

17:25～17:30（5分）

第二部アンケート／事務連絡

17:30 閉会